

前橋市水道工事標準仕様書（管路編）の運用の解説

掲載日	項目	件名	質問	解説
令和8年8月4日	1-3-2-8	有資格者の配置	GX形ダクタイル鋳鉄管を施工する場合、着手前の施工計画書を提出する段階で下記いずれかの登録証または受講証を提出しなければならないということか？ (1)ダクタイル鋳鉄管φ75～φ450 ア 配水管技能者登録証 耐震継手（日本水道協会） イ 継手接合研修会受講証 耐震管（φ450以下）（日本ダクタイル鉄管協会）	ご認識のとおりです。(1)イにおいて求めているのは、受講証の種類欄に「NS形（φ450以下）」ではなく、「耐震管（φ450以下）」と表記があるものとしますが、受講機会が限られていることや、開催時期により受講まで一定期間を要してしまうことから、「耐震管（φ450以下）」の受講については令和9年3月31日までの経過措置期間を設けます。これにより、経過措置期間内に限り「NS形（φ450以下）」の有資格者を配置することでGX形の施工を認めます。 なお、暫定的な取り扱いであるため、GX形継手施工に係る品質管理及び施工管理の責任を軽減するものではありません。